

vol.51-03 (通算 576 号)

2021年6月号

やどかり

2021年6月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

私たちの暮らしを守る裁判 生活保護基準引き下げ違憲訴訟判決

COVID-19の感染拡大は収まらず、片や東京オリンピック・パラリンピックが大きく取り沙汰される中、5月11日国民投票法改正案が衆議院を通過、6月16日までの会期内で成立する見込みだ。公職選挙法の規定に合わせ、駅や商業施設への共通投票所設置を可能にするなど国民投票の利便性を高める内容に見直すものだが、コマーシャルや運動資金の規制がなく、資金力がある政党が有利であるといった大きな問題を孕んでいる。そもそも「改憲へ一歩前進」と言われるような法案が、マスコミにも大して報道されず、国民の関心が及ばないまま進められる状況を危惧する。

現行の日本国憲法は、第2次世界大戦の反省を踏まえ、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう」決意し、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有すること」を確認している(前文)。憲法は、この国の原則であり、時の権力者から国民が不利益を被ることから守るものだ。この憲法をよりどころに、人権を守るための裁判が行われてきた。

2013年8月から3回に渡って強行された生活保護費の引下げは、平均6.5%、最大10%、削減総額670億円、生活保護世帯の96%に影響が及んだ。やどかりの里のメンバーからも「これ以上どう切り詰めたらいいのか」と悲痛の声が上がった。この削減額のうち580億円は、生活扶助相当CPIという厚生労働省独自の計算方法で、生活保護世帯が日常的に購入しないパソコンや電化製品などの物価下落を根拠にしたものだった。生活保護費10%削減は、引下げ前

の衆議院選挙での自民党の公約だった。これに、全国29都道府県、1,000人を超す原告が立ち上がった。

2014年から始まった裁判は、2020年6月の名古屋地裁以降、各地裁で判決が出されている。名古屋地裁は、国側の言い分を全面的に認め、しかも、自民党の政策は「国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」で、厚生大臣が「考慮することができる」と加えた。生活保護法立法の際、保護基準は「合理的な基礎資料によって算定さるべく、その決定により政治的色彩の混入することは厳に避けられるべき」(当時の厚生省担当者)ものとされており、名古屋地裁の判断は、明らかに生活保護基準の本質に反する。

司法判断に落胆する中、2月の大阪地裁判決は、特異な物価上昇が起こった2008年を起点に取り上げて物価の下落を考慮した点や、生活扶助相当CPIという独自の指数で、消費者物価指数の下落よりも著しく大きい下落率を基に改定率を設定した点で、「合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き」、判断の過程や手続きに「過誤、欠落がある」と断じ、厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用を認めた(森鍵一裁判長)。原告側を勝訴としたのだ。しかし、その後の札幌地裁、福岡地裁では、名古屋地裁に並ぶ原告敗訴が続いている。

この裁判を通じ、政治の主導者が国民の暮らしをどう考えているのかが見えてくる。詳しくは、雑誌「響き合う街で」97号、特集「社会的貧困と生活保護」が発行される。ぜひ読んで欲しい。この国の主権は私たちにあることを確認し、原告たちを応援し続けたい。